

大崎上島町

公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月

目 次

| | |
|----------------------------|----|
| 第1章 計画策定の前提..... | 1 |
| 1. 本計画策定の背景と目的 | 1 |
| 2. 本計画の位置付け | 2 |
| 3. 計画期間..... | 2 |
| 4. 対象範囲..... | 3 |
| 5. 推進体制の構築 | 4 |
| 第2章 町の概要 | 5 |
| 1. 町の概況..... | 5 |
| 2. 人口動向..... | 6 |
| 3. 人口推計..... | 10 |
| 4. 財政動向..... | 13 |
| 第3章 公共施設管理の現状と将来の見通し..... | 16 |
| 1. 対象施設..... | 16 |
| 2. 施設の現状と課題..... | 18 |
| 3. 将来の更新費用の見通し | 22 |
| 第4章 公共施設等の管理に関する基本方針 | 25 |
| 1. 全体目標の設定 | 25 |
| 2. 維持管理にあたっての基本的な考え方..... | 27 |
| 第5章 施設分類ごとの方向性..... | 33 |
| 1. 施設種別ごとの方針 | 33 |

第1章 計画策定の前提

1. 本計画策定の背景と目的

全国的に、公共施設並びにインフラの老朽化が大きな課題となっています。公共施設については、全国的な人口減少基調と、少子高齢化に伴う年齢層の変化等により、いずれの自治体においても今後の利用需要の変化が予想されることに加え、これまでに建設された施設がこれから大量に更新時期を迎えます。またインフラについても、高度経済成長期に「全国ネットワーク」としての整備した社会基盤施設の老朽化が進んでいることに加え、保全業務に携わる技術者不足や、メンテナンスサイクルを廻す仕組みが確立・構築されておらず、研修などを受ける機会が少ないためにおこる点検の質の問題などが指摘されています。

本町においても同様の状況がみられます。これらの問題を解決するために、本町が保有する公共施設を効果的かつ効率的に活用すること、また必要な公共サービスを持続的に提供し続けられるための取り組みが必要不可欠です。また、各種インフラ施設については、計画的かつ効率的な維持管理・補修を、今後も継続的に実施していく必要があります。

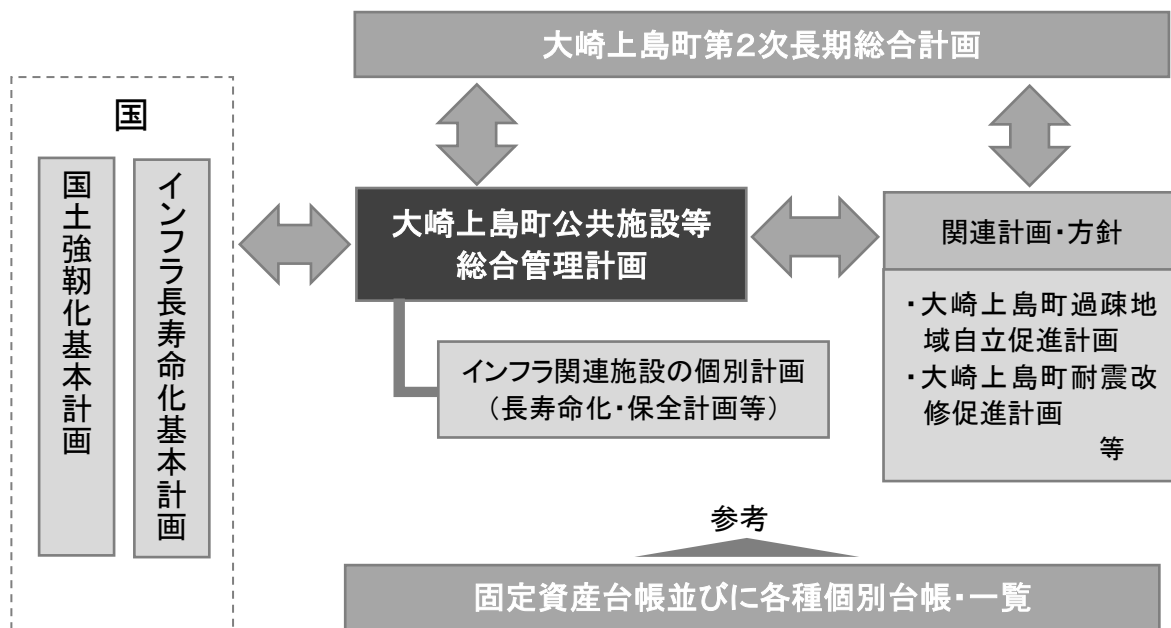
国において、平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、その中で地方公共団体の役割である行動計画が示されており、平成 26 年 4 月 22 日付け総財務第 74 号「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」で公共施設等総合管理計画の策定要請がありました。本計画は、中長期的な視点から、町が保有する公共施設等を総合的かつ一体的に管理し、更新・統廃合・長寿命化などを計画的かつ効率的に実施するための方針を定めることを目的としており、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（総務省自治財政局財務調査課）」に基づき本計画を策定します。

対象施設については、統一的な基準による地方公会計の整備に伴い整理される固定資産台帳を基に行いますが、既存の各種計画や事業等に基づき行われている公共施設等の管理・運営・撤去に関する計画等との整合性を図りながら定めることとします。

2. 本計画の位置付け

本計画は、国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」や「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づき、本町の公共施設等におけるインフラ長寿命化計画（行動計画）として定めるものです。

町の最上位計画であり、まちづくりの総合的な計画である「大崎上島町第2次長期総合計画」をはじめとし、「大崎上島町過疎地域自立促進計画」や各種施設の整備計画、長寿命化計画などの整合性に配慮します。

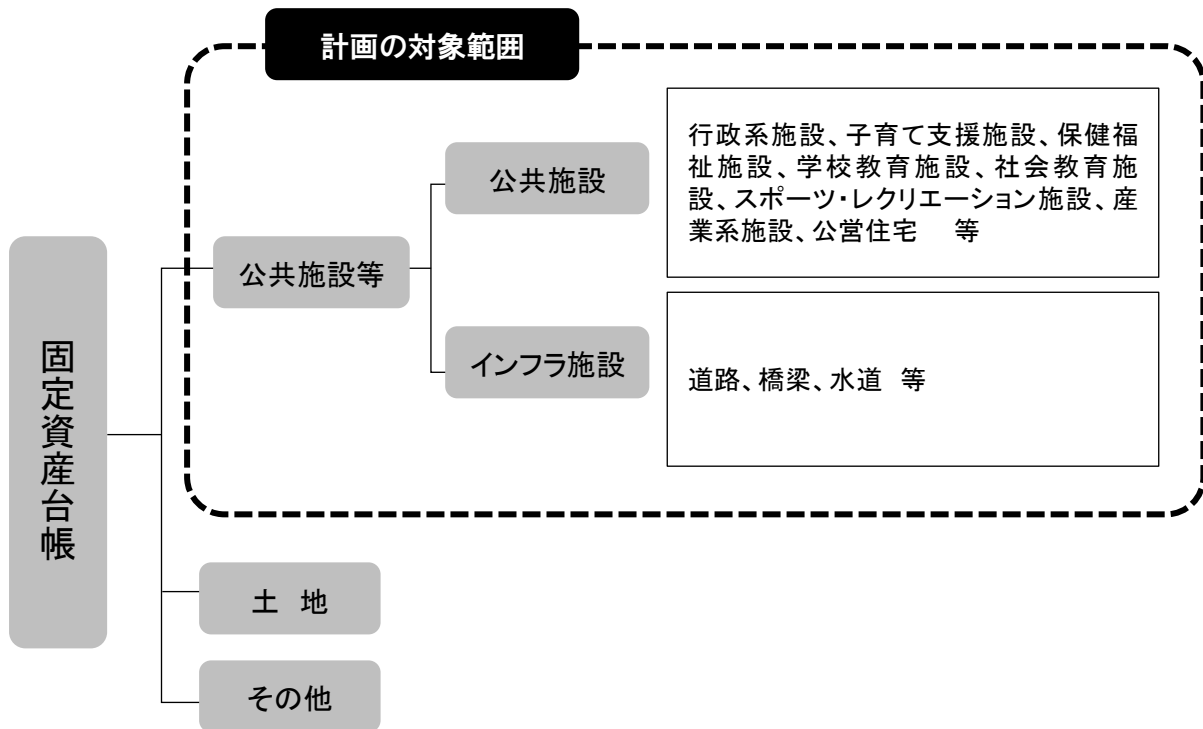


3. 計画期間

計画期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間とします。ただし、特に施設の更新に関しては長期的な視点が必要であることから、削減目標については平成38年時点での目標を設定します。また、人口規模推計などは、「大崎上島町人口ビジョン」で行った平成22年までのものを活用します。

4. 対象範囲

平成 28 年度に整備する「大崎上島町固定資産台帳」を参考に、公営住宅、教育施設、町民利用施設及び庁舎等の公共施設並びに、道路、橋梁及び水道等のインフラを対象とします。今後新設が検討されている予定の施設についても、考慮するものとします。



5. 推進体制の構築

(1) 取組体制の構築及び情報管理・共有方策

今後も続くことが想定される厳しい財政状況下で、人口減少・少子高齢化が進展する将来を見据えると、インフラの大部分を管理する地方公共団体が単独で、今と同規模の公共施設の維持管理・更新等を進めていくことは困難が伴うことが予想されています。

そこで、本計画を基に、公共施設等の維持管理に関する体制の整備を検討します。特に固定資産台帳を基にした建物総括一覧表などを作成することで各部署が管理する施設に関する情報を集約し、組織横断的な調整を行う体制の構築を検討します。また、公共施設等の集約化や統廃合は、将来のまちづくりの基本的なあり方に関わるものであることから、施設の管理運営方針については、議会や住民への十分な情報提供に努めます。

さらに、新たな担い手の確保に向け、技術者の育成・確保に一定の能力を有する民間企業へのアウトソーシング、指定管理者制度の活用、PPPやPFIの導入に向けた調査、包括民間委託など、行政と民間が一体となって運営する方策を広く検討し、効率的で質の高いサービス提供のための考え方を検討します。そのためにも、研修等を通じて職員一人ひとりの意識を向上させるとともに、施設点検や診断のための知識や技術の向上に努めます。

(2) フォローアップの推進体制

本計画を基に、公共施設等の維持管理に関する横断的な情報共有を行い、計画の進捗状況の確認を行います。また、町全体での管理コストの低減、年度ごとの管理費の平準化の視点で、管理のあり方や更新施設の優先順位等について検討するとともに、必要に応じて計画の見直しについて検討します。

これらの評価・検討結果は、議会へ報告するとともに、ホームページや広報などを通じて公表します。

第2章 町の概要

1. 町の概況

本町は瀬戸内海の西部、芸予諸島に位置し、大崎上島と生野島、長島、契島などからなっています。総面積 43.3 km²のうち可住面積は約 57%にあたる 24.87 km²です。北部から西部は竹原市・東広島市に、南部は呉市に、東部は愛媛県今治市に相對し、高速船・フェリーで結ばれています。

大崎上島のほぼ中央部に位置する神峰山（かんのみねやま・標高 452.6m）は、瀬戸内海国立公園に指定されています。町域は瀬戸内海離島特有の急傾斜地が多く、平地部が少ない地形条件となっています。町の主要な道路網は、島全体を環状に走る主要地方道大崎上島循環線、東部を縦貫する一般県道大田木江線、大西港と循環線を結ぶ一般県道大西大西港線があり、それらに接続する町道・農道が町民の重要な生活道路となっています。

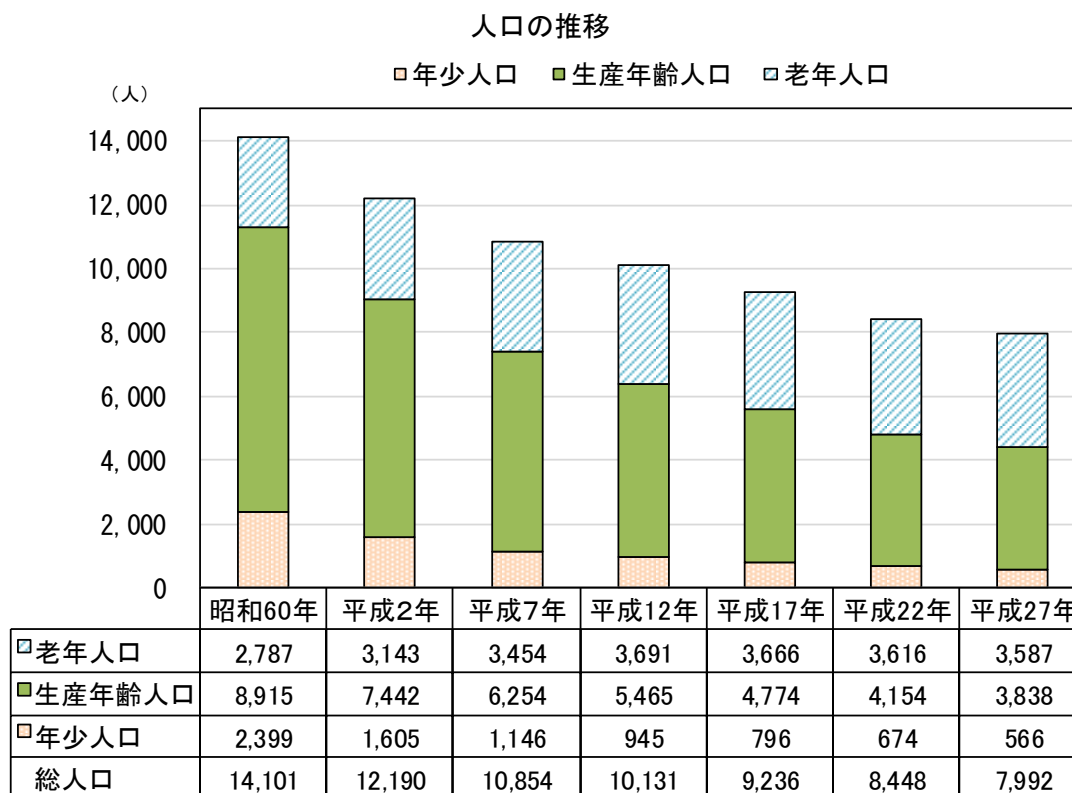
本町の産業構造は、造船などの製造業と、柑橘類栽培を中心とした農業を中心としています。農業では、町の作付面積の約 9 割が果樹となっています。本町の総生産額は、2012 年で 389 億円となっています。業種別にみると、第 1 次産業が 11.1 億円（うち、農業 9.1 億円）、第 2 次産業は 84.9 億円（うち、製造業 55.3 億円）、第 3 次産業は 291 億円（うち、電気・ガス・水道事業 149 億円）となっています。また、1 人あたり総生産額は 478.9 万円、就業者 1 人あたりの総生産額は 1,023.2 万円と、広島県内で高い水準となっています（出典：広島県市町民経済計算）。

2. 人口動向

(1) 総人口及び人口構成と推移

国勢調査の総人口では、昭和60年が14,101人でしたが減少傾向にあり、平成17年には10,000人を下回り9,236人、平成27年は7,992人となり、この10年で13.5%減少しています。

人口構成は少子化・高齢化が続いており、生産年齢人口が減少し、平成17年以降5,000人を下回っており、平成27年の年少人口割合は7.1%、生産年齢人口割合が48.0%、老年人口割合が44.9%となっています。



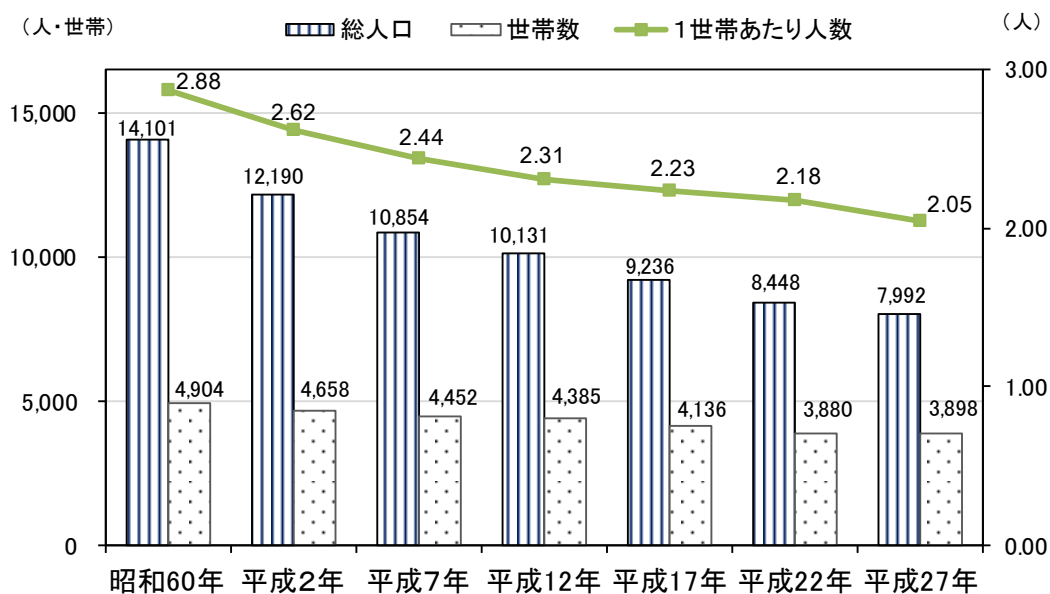
※国勢調査

※年齢階級別の外国人住民数が非公表の場合や年齢不詳者がある場合は、年齢階級ごとの合計と総数が一致しないことがある。

(2) 世帯数と1世帯あたり人数の推移

本町の世帯数は昭和60年の4,904世帯から平成27年には3,898世帯に減少しており、総人口の減少率に比べると低いものの、減少率は20.5%となっています。人口減少に伴い、1世帯あたり人数も減少しており、平成2年までは1世帯2.5人を超えていましたが、平成7年以降は減少し、平成27年は2.05人となっています。

世帯数と1世帯あたり人数の推移



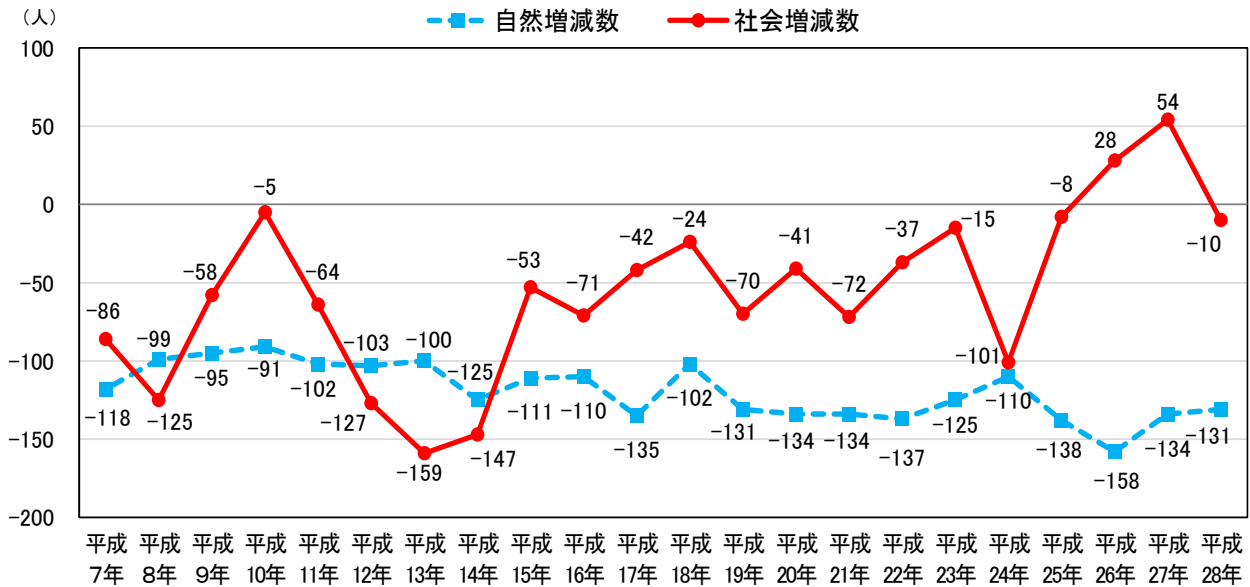
※国勢調査

(3)人口動態の推移

①自然増減・社会増減の推移

年によって件数は異なるものの、自然減、社会減により人口減少が続いています。平成26年から平成27年にかけて一時的に社会増となったものの、平成28年には再び減少しています。

自然増減・社会増減の推移

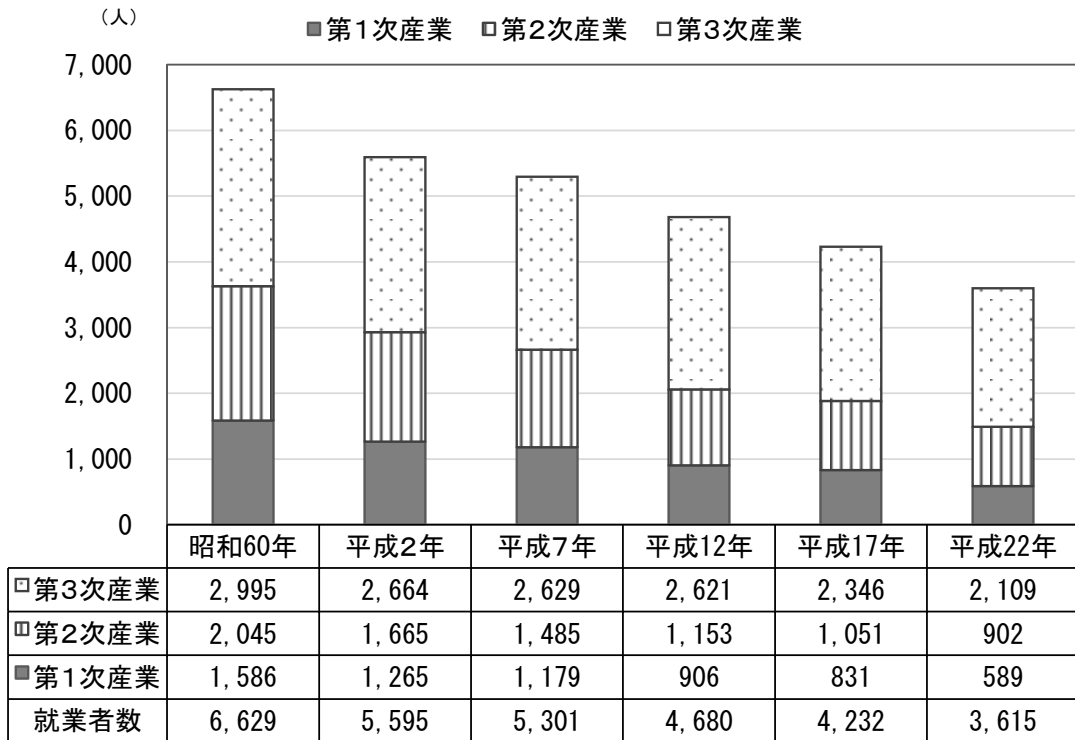


※住民基本台帳人口（平成7年から25年は各年3月31日現在、平成26年以降は1月1日現在）

(4) 就業状況

就業者数は減少傾向が続いており、昭和60年は6,629人でしたが、平成22年は3,615人となっています。産業別でみると第1次産業従事者の減少率が高く、構成比は平成22年で第1次産業従事者が16.3%、第2次産業従事者が25.0%、第3次産業従事者が58.3%を占めています。

産業別就業人口の推移



※国勢調査

※分類不能を除いており、合計が合わない箇所がある。

男女別の就業人口をみると、男性は製造業が471人と最も多く、男性就業人口の22.6%が従事しています。ついで農業が304人(14.6%)、建設業が287人(13.8%)となっています。

女性では、医療・福祉関係が329人で最も多く、女性就業人口の21.4%となっています。ついで卸売業・小売業が280人(18.2%)、農業が246人(16.0%)と続いています。

産業別就業者の平均年齢は、第1次産業従事者の高齢化が進んでおり、農業が最も高く67.3歳、ついで漁業が62.4歳となっています。

3. 人口推計

(1) 長期総合計画における目標人口

平成 27 年に策定した「大崎上島町第 2 次長期総合計画」において、近年の人口の平均変化率と同様に推移するものと仮定して推計をしました。計画の中間年である平成 31 年は 7,393 人、平成 36 年に 6,575 人となり、ほとんどの年齢層で人数が減少するという結果になりました。人口構成は 0～14 歳人口は、今以上に減少し、更なる少子化の進行が予想されています。他方 65 歳以上の人口も減少が見込まれ、高齢化率は中間年の平成 31 年までは高くなりますが、平成 36 年には高齢化率が減少していくと予想されます。

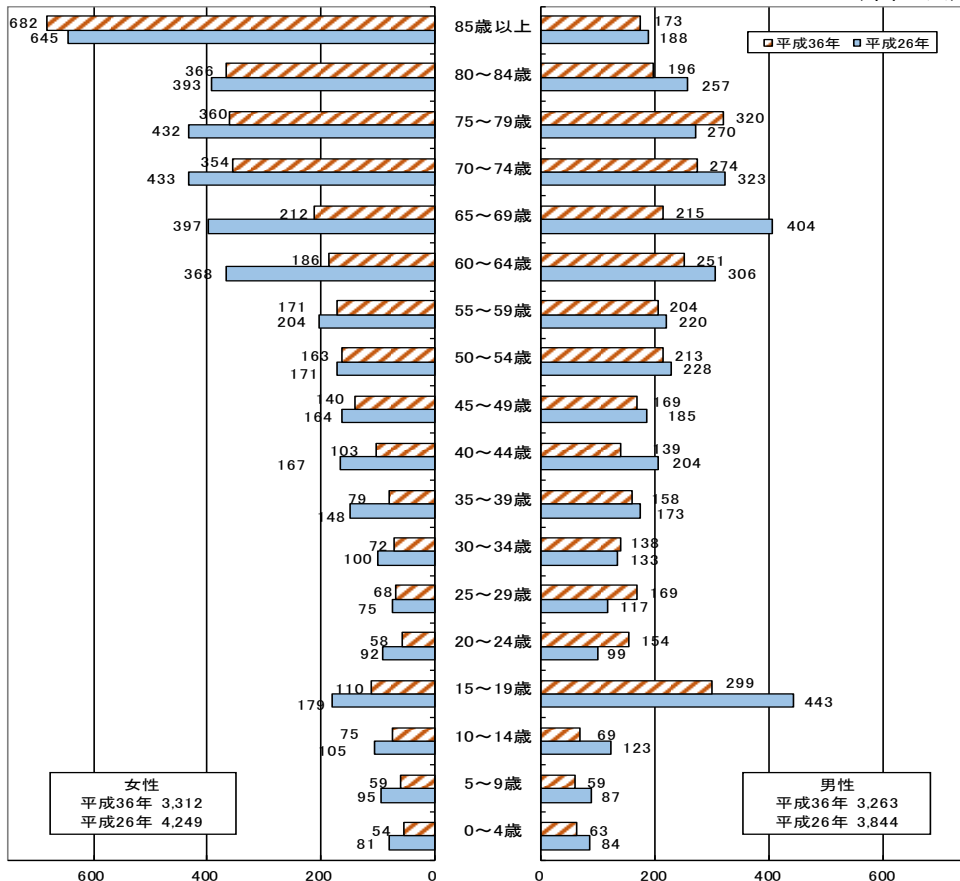
推計人口

(単位:人)

| | 平成 26 年 4 月現在 | 平成 31 年(中間) | 平成 36 年(目標年度) |
|---------|---------------|---------------|---------------|
| 0～14 歳 | 575(7.1%) | 454(6.1%) | 379(5.8%) |
| 15～64 歳 | 3,776(46.7%) | 3,377(45.7%) | 3,044(46.3%) |
| 65 歳以上 | 3,742(46.2%) | 3,562(48.2%) | 3,152(47.9%) |
| 合計 | 8,093(100.0%) | 7,393(100.0%) | 6,575(100.0%) |
| 目標人口 | — | 7,500 | 7,000 |

10 年後の推計人口の人口構成の比較(各年 4 月 1 日現在)

(単位:人)

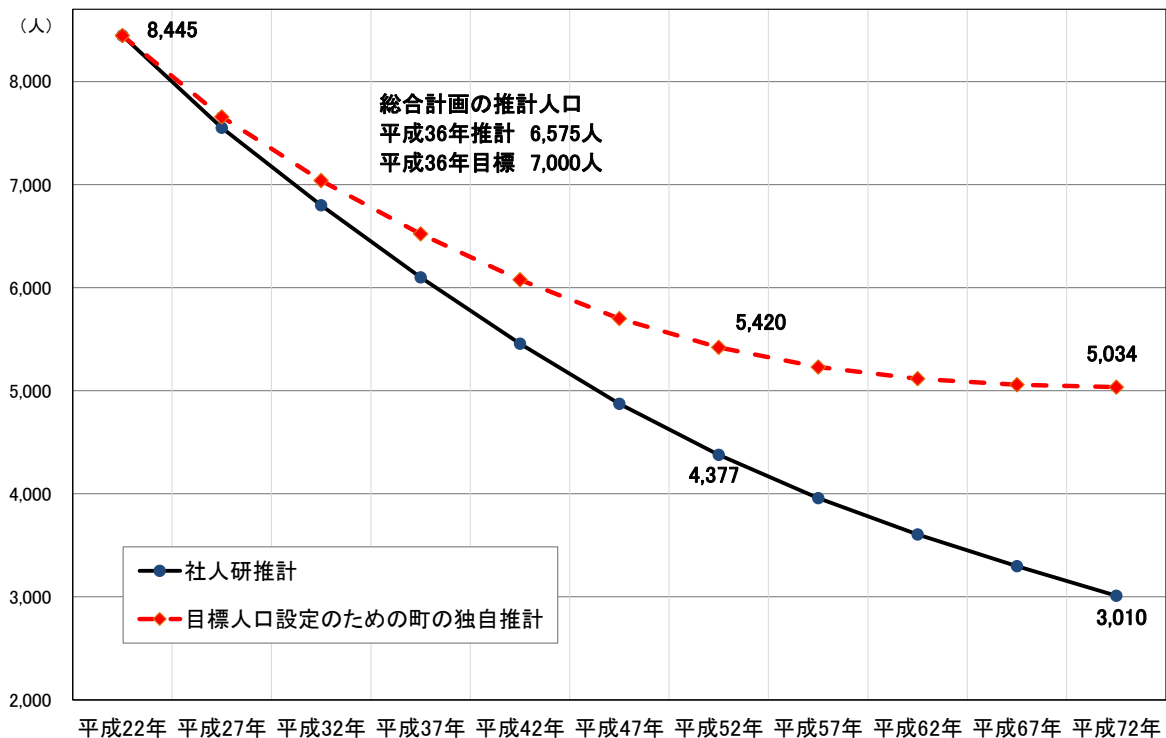


(2)人口ビジョンにおける目標人口

平成 27 年度に策定した「大崎上島町人口ビジョン」においては、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」とする）の推計を基に、中長期の視点で考として、合計特殊出生率を上げ子どもの出生数を増やすこと、より短期的な人口増加策として、移住・定住施策を強化するとともに、町外への転出を減らすことで、社会減の幅を食い止めるというポイントで、町独自の将来人口の推計並びに目標人口の設定を行いました。

人口ビジョンにおける本町の目標人口は平成 52 年で 5,420 人(社人研推計比+23.8%)、平成 72 年は 5,034 人(社人研推計比+67.2%)ですが、推計の基準である平成 22 年の人口 8,445 人と比べると、平成 52 年で 35.8%の減少、平成 72 年は 40.4%の減少となり、将来においては人口の大幅な減少は避けられない推計となっています。

各推計結果の総人口比較



(単位:人)

| | 社人研推計 | 目標人口設定のための 町の独自推計 |
|-----------|-------|----------------------|
| 平成 22 年実績 | 8,445 | 8,445 |
| 平成 27 年 | 7,552 | 7,656 |
| 平成 32 年 | 6,799 | 7,039 |
| 平成 37 年 | 6,099 | 6,521 |
| 平成 42 年 | 5,456 | 6,077 |
| 平成 47 年 | 4,874 | 5,700 |
| 平成 52 年 | 4,377 | 5,420 |
| 平成 57 年 | 3,958 | 5,230 |
| 平成 62 年 | 3,604 | 5,116 |
| 平成 67 年 | 3,297 | 5,058 |
| 平成 72 年 | 3,010 | 5,034 |

※平成 22 年の実績人口 8,445 人は社人研推計の基準とした人数

町独自推計の年齢3区分別人口

(単位:人)

| | 0～14 歳 | 15～64 歳 | 65 歳以上 | 合計 |
|-----------|--------|---------|--------|-------|
| 平成 22 年実績 | 674 | 4,155 | 3,616 | 8,445 |
| 平成 27 年 | 624 | 3,473 | 3,560 | 7,656 |
| 平成 32 年 | 602 | 3,169 | 3,267 | 7,039 |
| 平成 37 年 | 591 | 3,049 | 2,881 | 6,521 |
| 平成 42 年 | 580 | 2,991 | 2,505 | 6,077 |
| 平成 47 年 | 594 | 2,924 | 2,182 | 5,700 |
| 平成 52 年 | 618 | 2,842 | 1,960 | 5,420 |
| 平成 57 年 | 640 | 2,829 | 1,760 | 5,230 |
| 平成 62 年 | 655 | 2,877 | 1,584 | 5,116 |
| 平成 67 年 | 669 | 2,955 | 1,434 | 5,058 |
| 平成 72 年 | 691 | 2,928 | 1,415 | 5,034 |

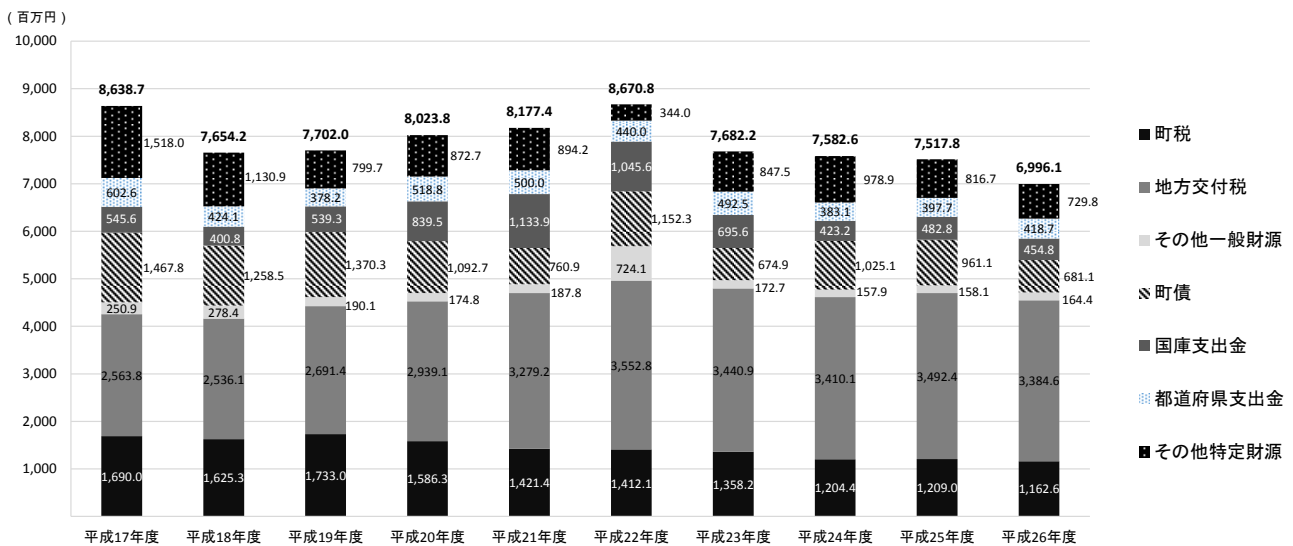
※平成 22 年の実績人口 8,445 人は社人研推計の基準とした人数

4. 財政動向

コストと財政の適正性の観点から、公共施設等の維持管理や改修・更新等に支出できる財源には限界がある、ということをご前提に公共施設のあり方を検討する必要があります。

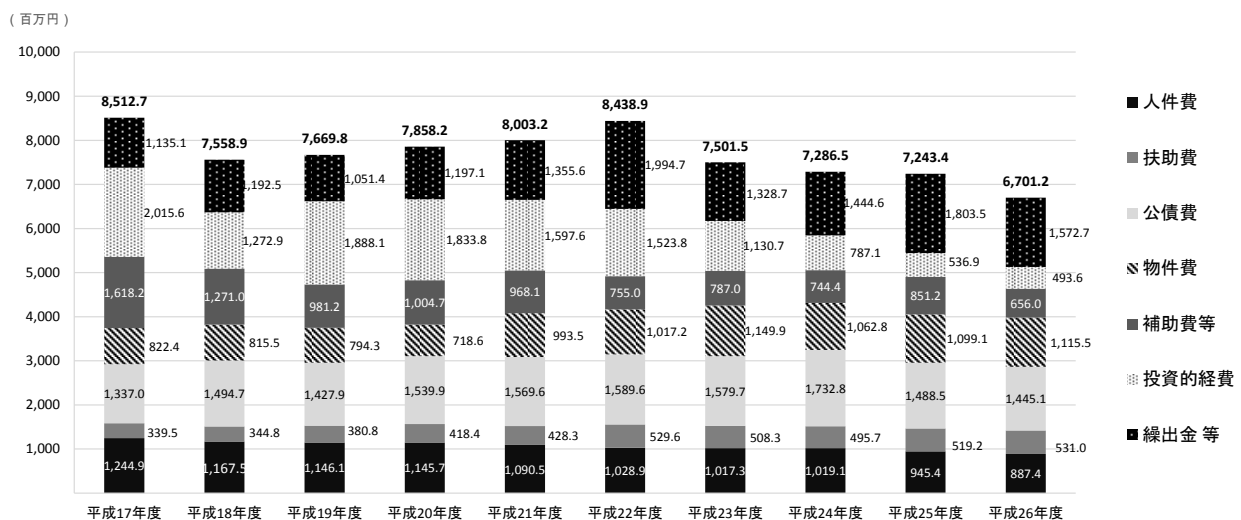
(1) 歳入決算額

本町の歳入状況は平成17年からの10年間、おおむね80億円前後で推移しています。平成26年度決算における本町の財政状況では歳入約69億96百万円のうち、地方交付税が全体の半数弱(48%)を占めています。



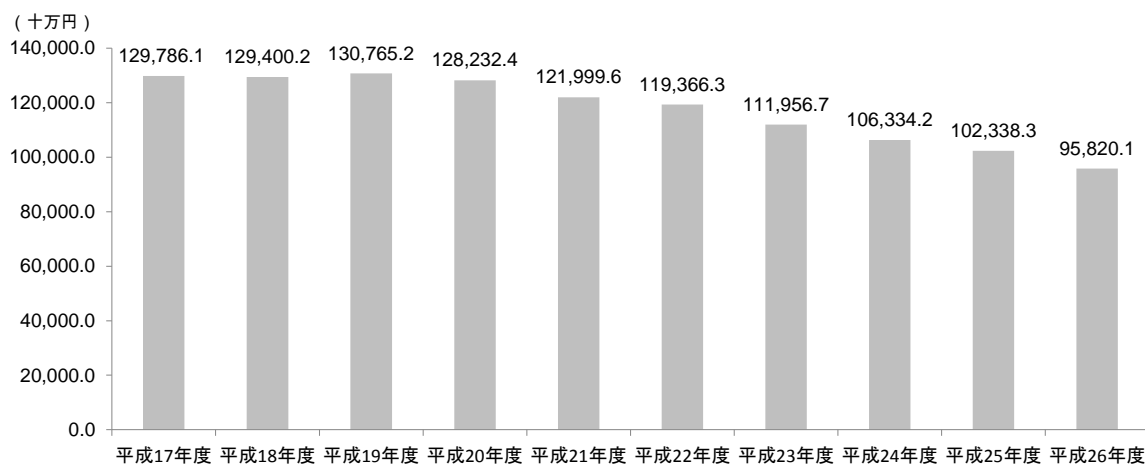
(2) 歳出決算額

歳出については、扶助費や物件費に関しては増加傾向です。対して、建物の建設等に充てられる投資的経費が減少しており、今後公共施設の更新や維持管理にあたっての財源不足が懸念されます。



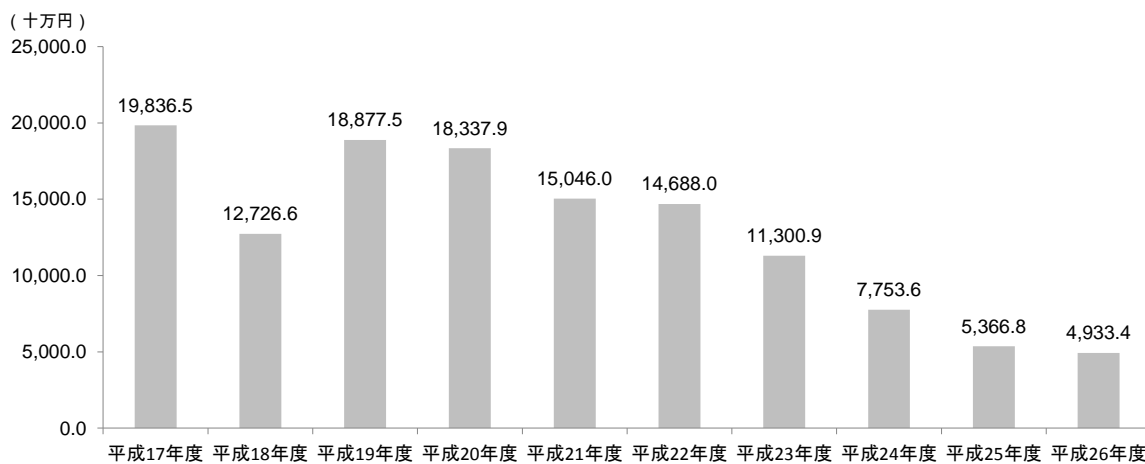
(3) 地方債現在高

地方債残高は償還が進んでおり、平成19年の130億円から減少傾向ですが、依然として厳しい状況にあります。



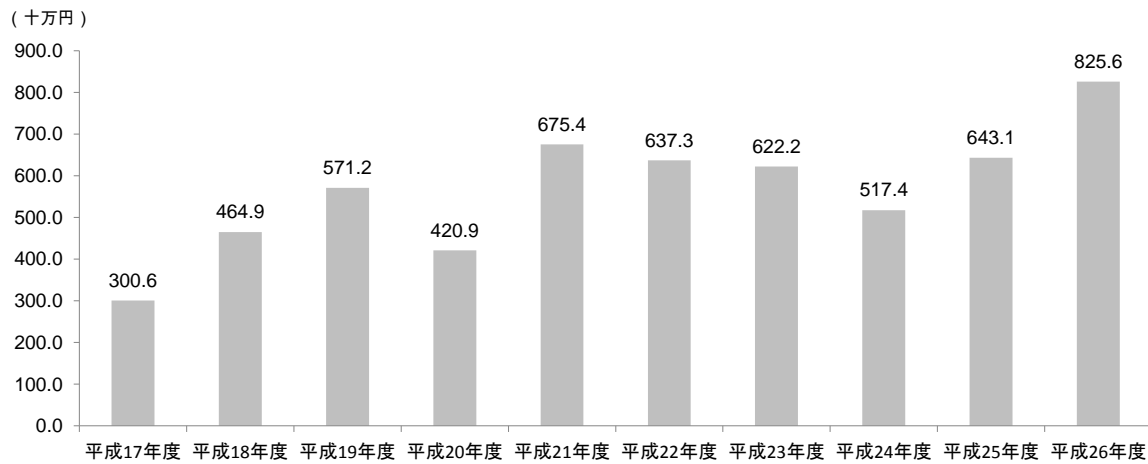
(4) 普通建設事業費

投資的経費のうち公共施設等の整備にかかる財政支出である普通建設事業費は、減少傾向が続いており平成17年度は19.8億円でしたが、平成26年度は4.9億円となっています。



(5)維持補修費(公有財産の維持補修に係る費用)

公有財産の維持補修に関する費用に関しては、年ごとに上下はありますがここ10年間では増加傾向であり、平成17年度と比べると平成26年度は、2.75倍に増加しています。



第3章 公共施設管理の現状と将来の見通し

1. 対象施設

本計画で対象とする全ての公共施設等を、施設の持つ機能や特性から「建物系」と「インフラ系」の2つの類型区分で整理して検討を行います。原則として、平成28年3月31日現在で町の所有する公共施設等を対象とします。

建物系施設の分類と主な施設

| 大分類 | 中分類 | 主な施設例 |
|------------------|---------------|---------------------|
| 市民文化系施設 | 集会施設 | 集会場・公民館 |
| | 文化施設 | 文化会館等ホール施設 |
| 社会教育系施設 | 図書館 | 中央図書館・地域図書館 |
| | 博物館等 | 美術館・博物館・郷土資料館 |
| スポーツ・レクリエーション系施設 | スポーツ施設 | 体育館・プール・スポーツ練習場 |
| | レクリエーション・観光施設 | キャンプ場・観光センター |
| | 保養施設 | 温泉施設 |
| 産業系施設 | 産業系施設 | 産業振興センター |
| 学校教育系施設 | 学校 | 小学校・中学校 |
| | その他教育施設 | 給食センター・教員住宅等 |
| 子育て支援施設 | 幼保・こども園 | 幼稚園・保育所・こども園 |
| | 幼児・児童施設 | 児童館・こどもの家・子育て支援センター |
| 保健・福祉施設 | 高齢者福祉施設 | 養護老人ホーム・介護老人保健施設 |
| | 障害支援施設 | 障害者施設・障害児童施設 |
| | 児童福祉施設 | 児童厚生施設・母子生活支援施設 |
| | 保健施設 | 保健所 |
| | その他社会保健施設 | 福祉会館等 |
| 医療施設 | 医療施設 | 病院・診療所等 |
| 行政系施設 | 庁舎等 | 庁舎・出張所 |
| | 消防施設 | 消防署・消防詰所・出張所 |
| | その他行政系施設 | 防災センター等 |
| 公営住宅 | 公営住宅 | 市町村営住宅・寄宿舍 |
| 公園 | 公園 | 管理棟・倉庫 |
| 供給処理施設 | 供給処理施設 | ごみ処理場・浄化センター |
| その他 | その他 | 斎場・墓地・未使用物件等 |

※類型の整理のため、本自治体にはない施設も含まれている

インフラ系施設の分類と主な施設例

| 大分類 | 中分類 | |
|-----|------|---------------|
| 道路 | 道路 | 町道・農道・林道 |
| | 橋梁 | PC橋・RC橋・鋼橋・石橋 |
| | トンネル | 交通用・用水用 |
| 公園 | 公園 | 公園・グラウンド |
| | 緑地 | 景観緑地・庭園 |
| 水道 | 上水道 | 管路、排水場、浄水場等 |
| | 簡易水道 | |
| | 下水道 | ポンプ場・下水処理場等 |

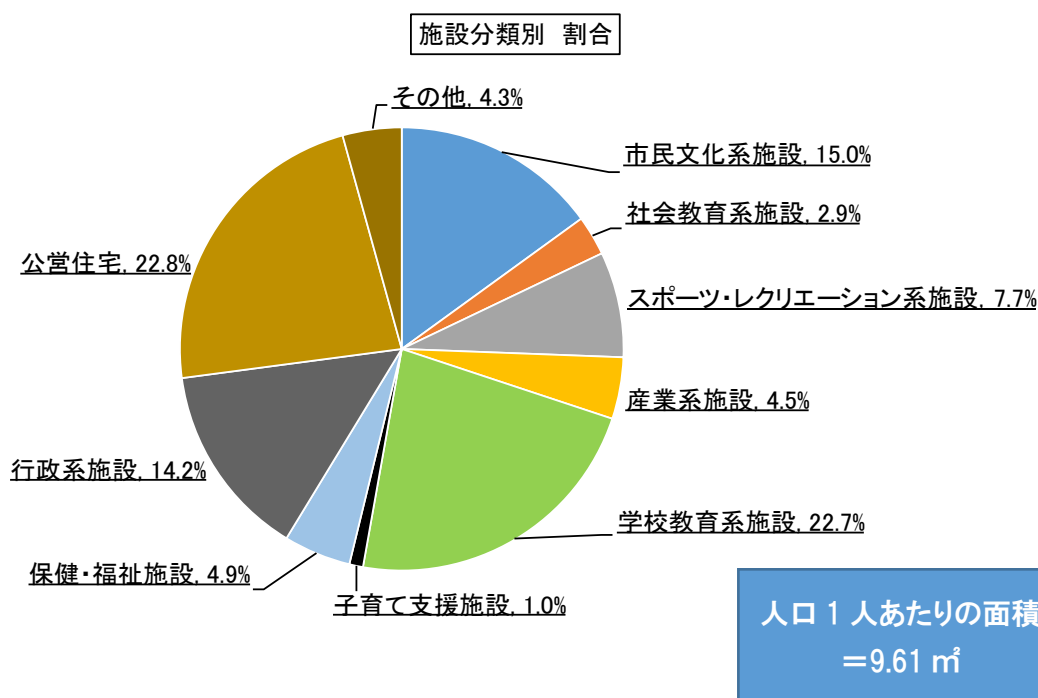
2. 施設の現状と課題

(1) 建物系

① 建物面積の内訳(公共施設)

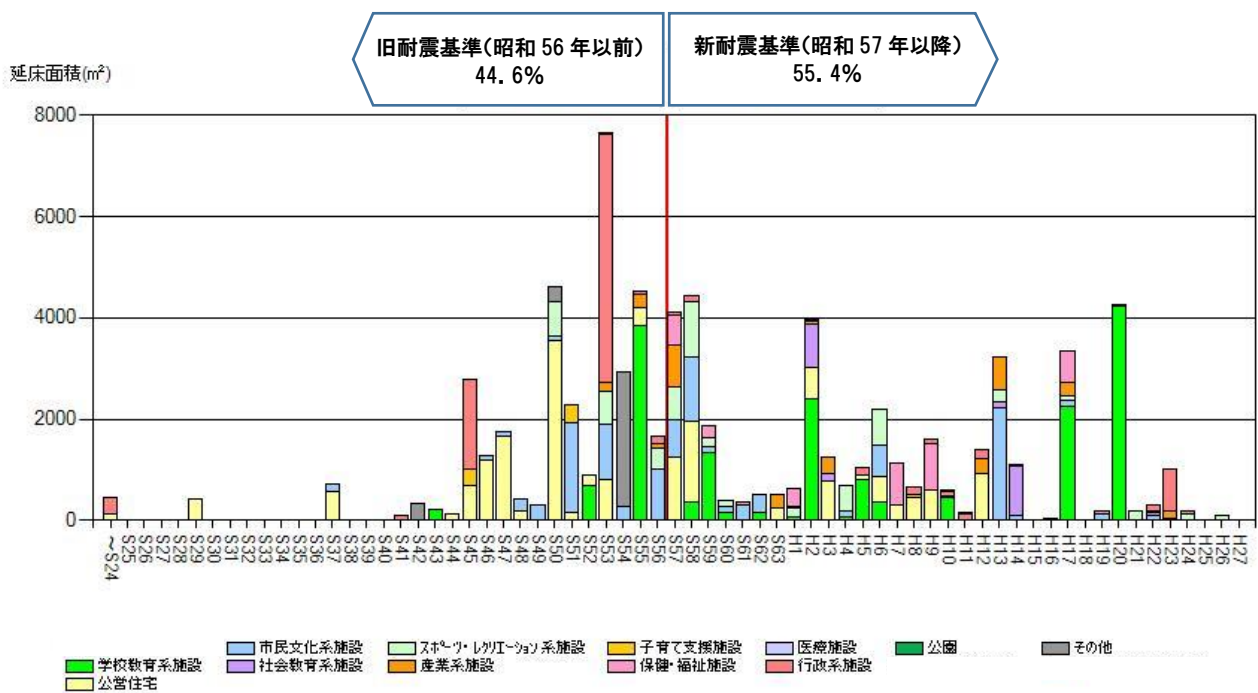
建物系施設全体の総延床面積は約 76,768 m²であり、人口 1 人あたりの公共施設面積は約 9.61 m²となります。平成 24 年 3 月に総務省自治財政局財務調査課が公表した『公共施設およびインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果』によると、1 人あたりの公共施設面積は全国平均で 3.22 m²、人口 1 万人以下の規模の自治体の平均が 10.61 m²であるのに対し、自治体平均よりやや少ない結果になっています。なお、建物全体に占める割合は公営住宅が 22.8%、学校教育系施設が 22.7%と高く、ついで市民文化系施設が 15.0%を占めています。

| 分類 | 延床面積(m ²) | 割合(%) |
|------------------|-----------------------|-------|
| 市民文化系施設 | 11,507.04 | 15.0 |
| 社会教育系施設 | 2,210.92 | 2.9 |
| スポーツ・レクリエーション系施設 | 5,944.03 | 7.7 |
| 産業系施設 | 3,438.52 | 4.5 |
| 学校教育系施設 | 17,404.81 | 22.7 |
| 子育て支援施設 | 784.77 | 1.0 |
| 保健・福祉施設 | 3,751.30 | 4.9 |
| 行政系施設 | 10,909.30 | 14.2 |
| 公営住宅 | 17,473.46 | 22.8 |
| その他 | 3,343.86 | 4.3 |
| 合計 | 76,768.01 | 100.0 |



②年度別整備延床面積

年度別の整備状況の推移からは、本町の公共施設の建設時期の多くは、昭和50年代に特に集中していることが分かります。今後老朽化が進むにつれ、平成32年以降に大規模な改修や更新の時期が訪れることが見込まれます。また、いわゆる旧耐震基準で建てられている昭和56年以前に建てられた建築物が全体の4割以上（44.6%）を占めています。旧耐震基準であっても、中程度の地震（震度5程度）の地震において倒壊しないことが定められていますが、当該基準には近年頻発する大規模地震への規定が特にありません。特に多くの住民が集まる可能性がある公共施設においては、新耐震基準が求めている「建築物の存在期間中に1度は遭遇することを考慮すべき極めて稀に発生する地震動に対して倒壊・崩壊するおそれのないこと」への対応が急務となっています。



(2) インフラ系

① 道路

| 資産種別 | 件数 | 距離(m) | 面積(m ²) |
|------|-----|---------|---------------------|
| 町道 | 423 | 167,755 | 855,413 |
| 農道 | 122 | 45,829 | 186,792 |
| 林道 | 5 | 10,142 | 50,712 |
| 合計 | 550 | 233,726 | 1,092,917 |

② 橋梁

| 資産種別 | 件数 | 面積(m ²) |
|------|-----|---------------------|
| PC橋 | 16 | 2,423.81 |
| RC橋 | 64 | 1,536.88 |
| 鋼橋 | 5 | 3,376.10 |
| 石橋 | 5 | 71.88 |
| その他 | 12 | 773.72 |
| 合計 | 102 | 8,182.39 |

③ 水道

水道の管径別延長(平成 28 年 3 月現在)

| | 導水管(m) | 送水管(m) |
|----------|--------|--------|
| 100mm 未満 | 987 | 3,687 |
| 300mm 未満 | 6,442 | 9,153 |
| 合計 | 7,429 | 12,840 |

※海底送水管含む。

| | 配水管(m) |
|-----------|---------|
| 50 mm 以下 | 49,122 |
| 75 mm 以下 | 30,830 |
| 100 mm 以下 | 21,971 |
| 125 mm 以下 | 97 |
| 150 mm 以下 | 27,852 |
| 200 mm 以下 | 11,718 |
| 250 mm 以下 | 2,538 |
| 合計 | 144,128 |

④下水道(公共下水道・農業集落排水・漁業集落排水)

管種別延長(平成 28 年 3 月現在)

| | 公共下水道(m) | 農業集落排水(m) | 漁業集落排水(m) |
|---------|----------|-----------|-----------|
| コンクリート管 | 789 | 0 | 0 |
| 陶管 | 0 | 0 | 0 |
| 塩ビ管 | 41,441 | 16,099 | 17,797 |
| 更生管 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 1,933 | 23 | 44 |
| 合計 | 44,163 | 16,122 | 17,841 |

管径別延長(平成 28 年 3 月現在)

| | 公共下水道(m) | 農業集落排水(m) | 漁業集落排水(m) |
|-----------|----------|-----------|-----------|
| ～250mm 以下 | 43,737 | 16,122 | 17,841 |
| ～500mm 以下 | 426 | 0 | 0 |
| 合計 | 44,163 | 16,122 | 17,841 |

3. 将来の更新費用の見通し

(1) 公共施設等の更新費用見通し

活力と魅力ある地域づくりを推進するために設立された一般財団法人地域総合整備財団（ふるさと財団）が作成した『公共施設等更新費用試算ソフト』（以下試算ソフト）を用いて、将来の更新費用の見通しを試算しました。本ソフトは、公共施設マネジメントの第一歩として活用できるよう、無償配布されています。全国で、高度経済成長期に整備された公共施設等の改修や補修が、今後 30 年程度で特に集中することが予想されることから、今回 40 年という期間が設定されており、本町もそれを活用し、更新に係る投資的経費を推計することとしました。

① 公共施設に係る投資的経費の内訳

現状ある公共施設等を全て保有し続けた場合に必要なコストを試算しました。平成 28 年以降 40 年間の更新費用総額は約 342.6 億円、年平均で約 8.6 億円となります。平成 37 年までは、公共施設等の大規模改修が、さらに平成 42 年以降は平成 52 年を中心とした時期に既存施設で建替が必要な施設が集中することによる費用が見込まれています。

② 道路に係る投資的経費の内訳

今のまま全ての道路を維持した場合に必要なコストを試算しました。総面積で試算したところ、年間で約 3.4 億円、40 年間で約 137.0 億円かかることが見込まれます。

③ 橋梁に係る投資的経費の内訳

今のまま全ての橋梁を維持した場合に必要なコストを試算しました。総面積で試算したところ、年間で約 0.6 億円、40 年間で約 24.4 億円かかることが見込まれます。

④ 水道に係る投資的経費の内訳

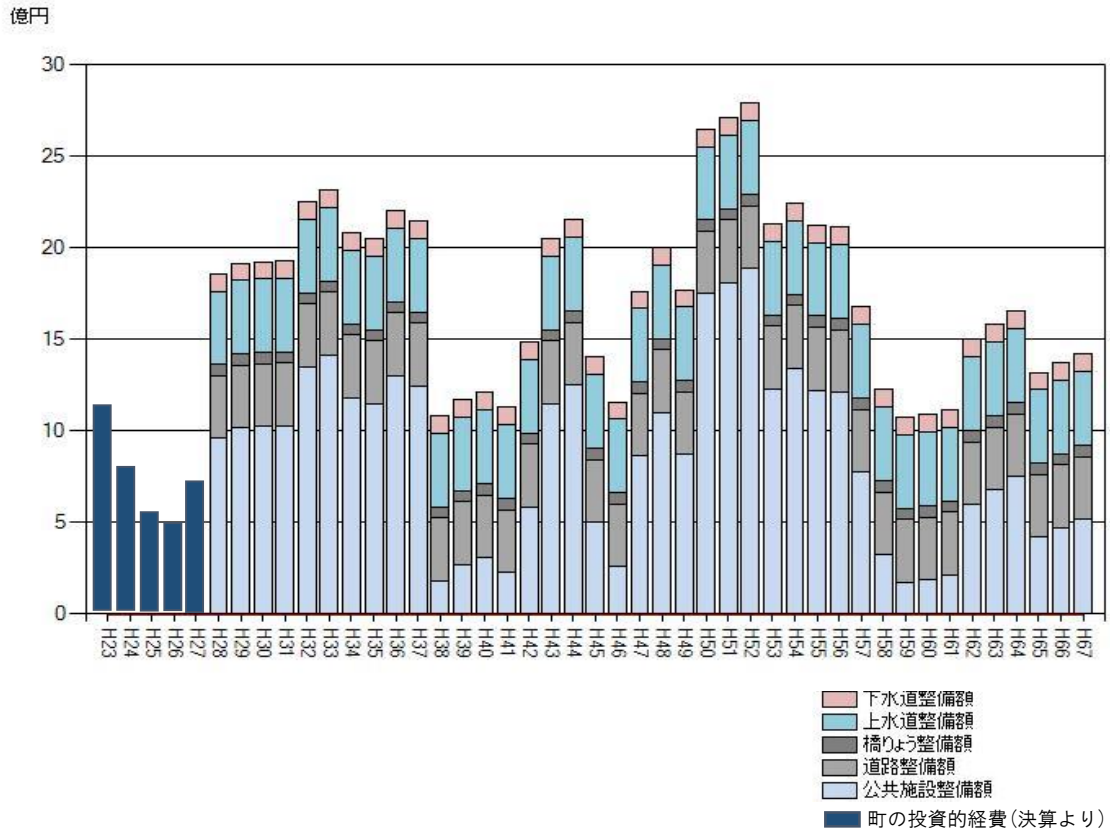
今のまま全ての水道を維持した場合に必要なコストを試算しました。総延長で試算したところ、年間で約 4.0 億円、40 年間で約 160.6 億円かかることが見込まれます。

⑤ 下水道(公共下水道・農業集落排水・漁業集落排水)に係る投資的経費の内訳

今のまま全ての下水道（公共下水道・農業集落排水・漁業集落排水）を維持した場合に必要なコストを試算しました。総延長で試算したところ、年間で約 1.0 億円、40 年間で約 38.3 億円かかることが見込まれます。

(2) 将来推計(合算値)

試算ソフトを用いて、このまま公共施設等（建物系＋インフラ系）を全て保有し続けた場合の必要コストを試算しました。今後40年間の更新費用総額は約702.9億円、年平均で約17.6億円となります。平成37年までは、公共施設等の大規模改修による費用が見込まれ、さらに平成42年以降は平成52年を中心とした時期に既存施設で建替によりコスト増加が見込まれています。



【試算根拠】

更新費用推計の積算にあたっては、一般財団法人地域総合整備財団が作成した試算ソフト（正式名称『公共施設等更新費用試算ソフト』）を活用しています。更新年数や更新費用など試算に必要な条件を以下の通り定めます。

《公共施設（建築物）の試算条件》

- ・ 試算期間は 40 年間で設定
- ・ 耐用年数の設定：目標耐用年数を 60 年とする（日本建築学会『建築物の耐久計画に関する考え方』）

・ 更新年数の設定

建設時より 30 年後に大規模改修を行い、60 年間使用して同床面積で建替と仮定

現時点で建設時より 31 年～50 年未満の施設は、今後 10 年間で均等に大規模改修を行うと仮定

現時点で建設時より 50 年以上を経過しているものは、建替の時期が近いので、大規模改修は行わないと仮定

《更新費用の算定》

更新費用は床面積に単価を乗じて算出。単価は、先行して試算に取り組んでいる地方自治体の調査実績や設定単価等をもとに総務省が設定した以下の設定単価をもとに計算。

| | 建替 | 大規模改修 |
|--------------------|---------|---------|
| 市民文化系・社会教育系・行政系施設等 | 40 万円/㎡ | 25 万円/㎡ |
| スポーツ・レクリエーション系施設等 | 36 万円/㎡ | 20 万円/㎡ |
| 学校教育系、子育て系施設等 | 33 万円/㎡ | 17 万円/㎡ |
| 公営住宅 | 28 万円/㎡ | 17 万円/㎡ |

| | 算定根拠 | 更新単価 |
|------|---|--|
| 道路 | 国土交通白書に示された舗装耐用年数 10 年、一般的な供用耐用年数 12～20 年より、15 年に 1 度全面的に舗装の打ち替えを行うものとして算出。 | 一般道路：4,700 円/㎡ 自転車歩行者道：2,700 円/㎡ |
| 橋梁 | 法的耐用年数より、構築年度から 60 年で全面更新するものとして算出。 | PC 橋、RC 橋、石橋、木橋：425 千円/㎡ 鋼橋：500 千円/㎡ (構造不明の場合は、448 千円/㎡) |
| 上水道等 | 法的耐用年数より、構築年度から 40 年で全面更新するものとして算出。 | 9.6 万円/m～ |
| 下水道等 | 法的耐用年数より、構築年度から 50 年で全面更新するものとして算出。 | 17 万円/m |

第4章 公共施設等の管理に関する基本方針

1. 全体目標の設定

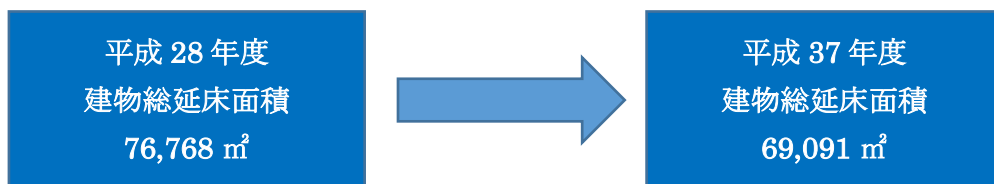
本町の公共施設等における現状と課題及び施設の改修・更新にかかる将来コスト試算の結果を踏まえ、基本となる全体目標を設定します。ここでは、建設系施設とインフラ系施設に大別した上で検討を行います。施設の特性に応じた、総合的かつ計画的な管理運営を推進することで、将来の更新費用の削減を目指します。

なお原則として、施設分類ごとにこれまでに個別に策定されている耐震計画や長寿命化計画との整合性を図ることとします。

(1) 施設・建物の目標

① 施設総量(総床面積)について

将来の人口動向や財政動向を踏まえ、新規の公共施設(建物)は供給量を適正化することとし、公共施設の統合・廃止、規模縮小について継続的に検討・実行を進めることにより、保有する公共施設の全体面積については、今後10年間で10%削減することを目標とします。



② 新規整備や施設の更新・建替・集約化について

単独施設での新規整備はその用途や必要性を慎重に検討した上で決定します。また、改築や改修する場合も、施設の統廃合・複合化・多機能化を基本とすることで、施設の管理運営費の削減を目指します。また、特定の地区住民や特定団体などに利用者が固定化している施設については、関連団体等への所有権移転や譲渡等を検討します。

利用率が極めて低い公共施設や、老朽化して実質的に遊休化している施設については、その機能を移転した上で、除却又は、売却、貸付等を検討します。

③ 施設の維持並びに管理運営コストについて

管理運営については、地域住民や団体による協力など民間のさらなる活用を検討します。指定管理者制度の導入についても、メリット・デメリット等を把握した上で、必要に応じて検討します。機能を維持・向上させつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストを削減させることに取り組みます。

(2) インフラの目標

インフラについては既に個別に定める長寿命化計画や点検結果等に従い、維持管理、修繕、更新及び取り壊し等を進めていきます。

①投資の方向性について

単純な新設等への投資はできるだけ抑えることとし、既存施設に係る維持管理については、安全機能の確保を最優先にし、計画的に改修を行い、長寿命化を進めます。

②コストの低減について

安全に配慮しつつも、適切な整備を行うことで長寿命化を可能な限り図ることとします。また、計画的かつ効率的な改修・更新を推進し、ライフサイクルコストの低減に努めます。

2. 維持管理にあたっての基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

日常点検と定期点検・臨時点検などを必要に応じて実施し、点検履歴を記録し、施設の老朽化対策に活用します。施設の安全性、耐久性、不具合性、適法性を中心に診断を実施します。また、施設の長寿命化を図るために、快適性や環境負荷の影響等についても評価を実施します。

点検・診断等に必要な知識・技術

| 業務分野等 | | | 方針 |
|-------|--------------------|-------------|---|
| 施設 | 業務 | 知識・技術を求める対象 | |
| 橋梁 | 点検 | 担当技術者 | 橋梁の点検業務の実施にあたり、道路法施行規則第4条の5の2及び国が定める道路橋の定期点検要領に定められた事項(健全性の診断を除く)を確実に履行するために必要な知識及び技術。 |
| | 診断 | 担当技術者 | 橋梁の診断業務の実施にあたり、道路法施行規則第4条の5の2及び国が定める道路橋の定期点検要領に定められた事項(健全性の診断)を確実に履行するために必要な知識及び技術。 |
| トンネル | 点検 | 担当技術者 | トンネルの点検業務の実施にあたり、道路法施行規則第4条の5の2及び国が定める道路トンネルの定期点検要領に定められた事項(健全性の診断を除く)を確実に履行するために必要な知識及び技術。 |
| | 診断 | 担当技術者 | トンネルの診断業務の実施にあたり、道路法施行規則第4条の5の2及び国が定める道路トンネルの定期点検要領に定められた事項(健全性の診断)を確実に履行するために必要な知識及び技術。 |
| 管路施設 | 点検・診断 ※点検は調査に相当 | 管理技術者 | 下水道管路施設の調査・診断業務の実施にあたり、下水道管路管理や安全管理に関する法規等に加え、確実な調査・診断手法により、異常の程度を適切に評価する技術及び、調査結果をもとに、緊急度等を適切に判断する能力・技術、並びに業務の管理及び統括を行う能力。 |
| | | 担当技術者 | 下水道管路施設の調査・診断業務の実施にあたり、下水道管路管理や安全管理に関する法規等に加え、機械器具等の的確な操作及び異常箇所を記録する能力、技術。 |
| 港湾施設 | 計画策定 | 管理技術者 | 港湾施設の計画策定業務の実施にあたり、港湾の施設の技術上の基準を定める省令第4条第3項に定められた事項を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力。 |
| | 点検・診断 | 管理技術者 | 港湾施設の点検・診断業務の実施にあたり、港湾の施設の技術上の基準を定める省令第4条第3項に定められた事項を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力。 |
| | 設計 | 管理技術者 | 港湾施設の維持・修繕・改良設計業務の実施にあたり、港湾の施設の技術上の基準を定める省令第2条及び第4条第3項に定められた事項を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力。 |

(2)維持管理・修繕・更新等の実施方針

①維持管理・修繕の実施方針

建物を使用するには、設備機器の運転や清掃、警備保安が必要です。その中でも機器の運転は、日常の点検、注油、消耗品の交換、調整が欠かせません。修繕や小規模改修に対しては、施設の所有者が速やかに対応できる体制を維持します。建物の環境を衛生的で快適な状態に保つため、清掃を計画的に行うとともに、汚泥その他廃棄物の軽減にも努めます。また、維持管理及び修繕内容を管理し、計画的・効率的に行うことによって、費用を平準化しトータルコストの縮減を目指します。

②更新等の実施方針

計画的な保全では、不具合が発生する度に対応する事後保全ではなく、実行計画を策定し実施していくことが重要です。また、以下にある法律の改正により既存不適格建築物となるケースを避けるためにも、適法性を一元で管理できる仕組みを検討します。

適法性の主な管理項目

| 業務分野等 | | 法令・内容等 |
|---------|-------------|--|
| 業務 | 知識・技術を求める対象 | |
| 関連法規適法性 | 建物に関する法令 | 建築基準法、耐震改修促進法、公共工事品確法、学校保健安全法、医療法、児童福祉法、駐車場法、文化財保護法、建築物管理法、労働安全衛生法 |
| | 消防に関する法令 | 消防法 |
| | 環境に関する法令 | 廃棄物処理法、グリーン購入法、省エネルギー法、公害防止法 |
| | 不動産に関する法令 | 不動産登記法、宅地建物取引業法、借地借家法 |
| | 条例 | 各種関連条例 |
| 定期検査の履行 | 建物定期検査 | 消防用設備等点検、昇降機定期検査、水質・水道施設の検査、空気質検査、特殊建築物の定期検査、 |
| | 建築設備定期検査 | 建築設備の定期検査、ガス消費機器の調査、電気工作物の調査、自家用電気工作物の点検 |

建物を更新することなく長期間有効的に活用するためには、建築の基本性能を、現在の利用目的に合致した最適な状態に維持させることが必要です。そのためにも、施設設備に関しては計画的に保全します。

施設の長期修繕について計画策定にあたっては、統廃合や複合化についての町の推進方針との整合を図ります。

(3)安全確保の実施方針

公共施設における安全確保は、利用者の安全を確保するだけでなく、資産や情報の保全もその目的の一つです。また、万一の災害に遭遇したときには、被害を最小限にとどめ、速やかに復旧する体制を平時から整えるための備えも求められています。施設の安全性及び耐用性の観点から、敷地、建物、火災、生活環境等に係る安全確保に努めます。

インフラにおいては、施設の自然災害及び経年劣化による構造躯体、仕上材及び付帯設備の重大な不具合及び崩壊・崩落に対する安全性の確保が求められています。危険性が認められた施設については、安全性評価の内容に沿って、安全確保のための改修を実施します。

施設の安全確保に係る項目(安全性についての評価項目)(出典: FM 評価手法・JFMES13 マニュアル(試行版))

| 安全性についての評価項目 | | | 建築系公共施設 | 土木系公共施設 | |
|--------------|----------|---------------------|--|--------------------------------------|--------------|
| 中項目 | 小項目 | 評価内容 | | | |
| 敷地安全性 | 自然災害回避性 | 地震災害 | ・液状化・活断層・有・無 | ・液状化・活断層・有・無 | |
| | | 土砂災害 | ・警戒区域・特別警戒区域・有・無 | ・警戒区域・特別警戒区域・有・無 | |
| | | 浸水災害 | ・水害危険区域・津波高潮浸水区域・有・無 | ・水害危険区域・津波高潮浸水区域・有・無 | |
| | 敷地安全対応策 | 地盤安定性 | ・地盤沈下・地盤崩壊・湿潤地帯・有・無 | ・道幅 | |
| | | 緊急自動車接近 | ・道幅 | ・軟弱地盤・盛土・埋立地・有・無 | |
| | | 地盤調査結果 | ・軟弱地盤・盛土・埋立地・有・無 | ・消防去危険物(1類・2類・3類)・有・無 | |
| 建物・構造物安全性 | 構造安全性 | 基礎の安全性 | ・基礎の安全要件の満足度 | ・基礎の安全要件の満足度 | |
| | | 常時床荷重 | ・許容積載荷重・超過 | ・上載積載荷重・超過 | |
| | 耐震安全性 | 建設年 | ・1981年6月以前 | ・最新の道幅標示方書の改定年 | |
| | | 耐震診断 | ・ ls 値>0.6 / 0.6> ls 値>0.3 / 0.3> ls 値 | ・各階材で、最新の道幅標示方書の基準による | |
| | | 耐震補強 | ・要・不要 | ・要・不要 | |
| | | 耐震等級 | ・等級 | ・耐震性能1~3 | |
| | 耐風安全性 | 耐風等級 | ・等級 | ・風荷重の核対 | |
| | 対水安全性 | 浸水対策 | ・浸水に対する安全要件の満足度 | ・浸水に対する安全要件の満足度 | |
| | 対落雷安全性 | 避雷針 | ・落雷に対する安全要件の満足度 | ・落雷に対する安全要件の満足度 | |
| | 火災安全性 | 耐火安全性 | 延焼防止 | ・外壁・屋根の防火性能 | ・防火対策 |
| | | 避難安全性 | 避難確保 | ・避難確保 | ・避難確保 |
| | | 消火安全性 | 消火活動 経路確保 | ・非常用昇入口・窓先空地 防火設備 防火用水確保 | ・非常用昇入口・防火設備 |
| 生活環境安全性 | 空気質安全性 | 空気質測定 | ・有・無 ・飛散性・非飛散性のアスベスト排除状況 | ・有・無 | |
| | | 空気質安全性の確保 | ・ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・エチルベンゼン・スフィン放散速度 | ・ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・エチルベンゼン・スフィン放散速度 | |
| | 水質安全性 | 水質検査 | ・有・無 | ・有・無 | |
| | | 水質安全性の確保 | ・水質安全性の確保に対する安全要件の満足度 | ・水質安全性の確保に対する安全要件の満足度 | |
| | 傷害・損傷防止性 | 転倒・転落防止性 | ・転倒・転落防止に対する安全要件の満足度 | ・転倒・転落防止に対する安全要件の満足度 | |
| | | 落下物防止性 | ・落下物防止に対する安全要件の満足度 | ・落下物防止に対する安全要件の満足度 | |
| | 有害物質排除性 | 危険物の危険防止性 | ・危険物の危険防止に対する安全要件の満足度 | ・危険物の危険防止に対する安全要件の満足度 | |
| | | アスベスト排除 | ・飛散性・非飛散性のアスベスト排除状況(年代・部位) | アスベスト排除 | |
| | | PCB 排除 | ・トランス・蛍光灯・シーリングから PCB 排除状況(年代・部位) | トランス・蛍光灯・シーリングから PCB 排除状況(年代・部位) | |
| | | フロン対策 | ・冷媒 断熱材からフロン、消火剤からハロン排除状況 | ・冷媒 断熱材からフロン、消火剤からハロン排除状況 | |
| | 公害防止性 | 日照・通風障害防止性 | ・日照・通風障害防止要件の満足度 | ・日照・通風障害防止要件の満足度 | |
| | | 風害防止性 | ・風害防止要件の満足度 | ・風害防止要件の満足度 | |
| | | 電波障害防止性 | ・電波障害防止要件の満足度 | ・電波障害防止要件の満足度 | |
| | | 騒音・振動・悪臭防止性 | ・音・振動・悪臭防止要件の満足度 | ・音・振動・悪臭防止要件の満足度 | |
| 障害防止性 | | ・排気・排熱・排水障害防止要件の満足度 | ・排気・排熱・排水障害防止要件の満足度 | | |
| 外構の維持保全 | | ・外構の維持保全要件の満足度 | | | |

施設の安全確保に係る項目(耐用性についての評価項目)(出典: FM 評価手法・JFMES13 マニュアル(試行版))

| 耐用性についての評価項目 | | | 建築系公共施設 | 土木系公共施設 |
|--------------|---------|------------------------|-------------------------|---|
| 中項目 | 小項目 | 評価内容 | | |
| 耐久性 | 耐用年数 | 経過年数 | ・経過年数の% | ・経過年数の% |
| | | 耐用年数(償却) | ・法的耐用年数 | ・法的耐用年数 |
| | 耐久性 | 構造材耐久性 | ・構造耐用年数(60年)と築年の差 | ・構造耐用年数と経過年の差 |
| | | 外壁・屋根耐久性 | ・外壁・屋根耐用年数(40年)と改修年の差 | |
| | 付帯設備耐久性 | ・設備耐用年数(20年)と改修年の差 | ・設備耐用年数と改修年の差 | |
| 不具合現況 | 構造不具合 | 基礎・躯体 | ・沈下、亀裂、欠損の状況 | ・排水不良否、雑草有無、落下、ひび割れ、亀裂、損傷、欠損、腐食、沈下、脱落、摩耗、ゆるみの状況 |
| | | 土台 | ・腐れ、欠損の状況 | |
| | | 柱、梁、壁、床など | ・亀裂、脱落、腐食、欠損、肌剥れ、ゆるみの状況 | |
| | 外部仕上不具合 | 屋根 | ・排水不良否、雑草有無、屋上防水層ふくれの状況 | |
| | | 外壁 | ・剥落、落下、ひび割れの状況 | |
| | | 窓枠、サッシ、ガラス | ・腐朽、ゆるみ、落下、パテ・シールグの状況 | |
| | 内部仕上不具合 | 天井 | ・たるみ、はずれ、亀裂、肌剥れ、剥落、落下有無 | |
| | | 内壁 | ・割れ、剥がれ、変色有無 | |
| | | 床 | ・割れ、剥がれ、変色有無 | |
| | 付帯設備不具合 | 煙突、屋外階段 | ・腐蝕、亀裂、腐食、剥落、支持金物の緊締状況 | |
| | | 広告塔、吊り看板、他 | ・浮き上がり、腐食、ゆるみの状況 | |
| | 建築設備不具合 | 電気設備機器本体 | ・亀裂、損傷、さび、腐食、摩耗、ゆるみの状況 | |
| | | 給排水衛生設備機器本体 | ・亀裂、損傷、さび、腐食、摩耗、ゆるみの状況 | |
| 空調換気設備機器本体 | | ・亀裂、損傷、さび、腐食、摩耗、ゆるみの状況 | | |
| 搬送設備機器本体 | | ・亀裂、損傷、さび、腐食、摩耗、ゆるみの状況 | | |
| その他設備機器本体 | | ・亀裂、損傷、さび、腐食、摩耗、ゆるみの状況 | | |

(4) 耐震化の実施方針

本町では、平成 22 年に『大崎上島町耐震改修促進計画』を定め、町の既存建築物についても順次耐震診断を行っています。耐震改修と耐震補強の状況及び主要な建築物の耐震改修対象建築物について、必要に応じ順次耐震補強工事等を実施しており、特に利用率や効用等の高い施設については、重点的に対応しています。

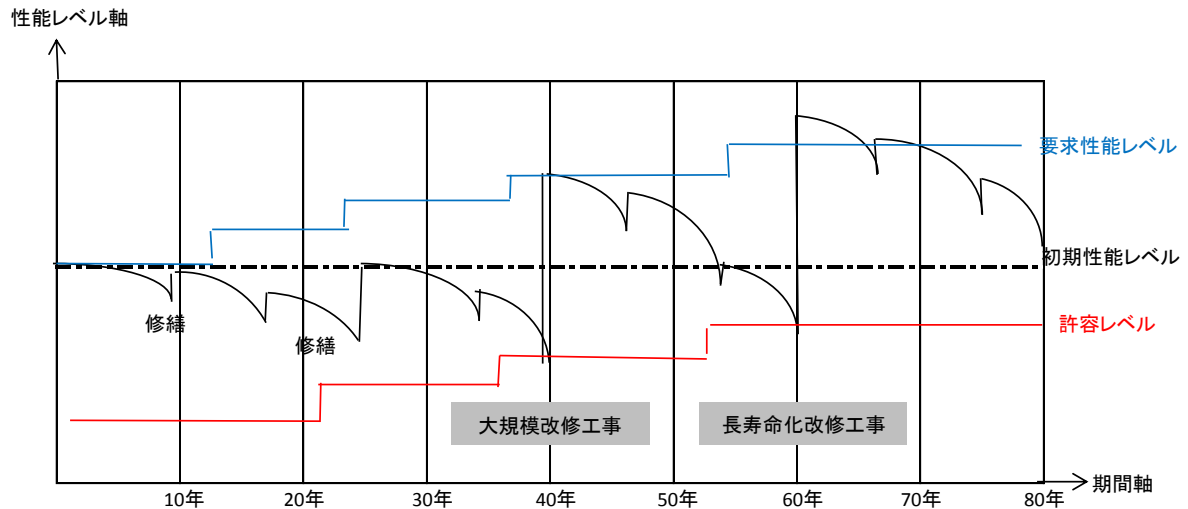
町有建築物は、平常時における町民利用の安全性はもとより、災害時の拠点施設としての機能保持の観点からも耐震性の確保が強く求められているため、今後も保全状態や将来的な利用方針を検討した上で、耐震改修に必要な整備プログラムをまとめ、計画的・効率的な耐震化を進めます。

(5) 長寿命化の実施方針

点検・保守・修繕、清掃・廃棄物管理を計画的にきめ細かく行い、公共施設等を健康な状況に保ち、さらに定期的な施設診断によって、小規模改修工事を行って不具合箇所を是正する「総合的かつ計画的な管理」に基づいた予防保全を行うことにより、公共施設等の長期使用を図ります。そのために、現在ある公共施設等の健康状態を把握するための施設診断の実施を検討します。

施設には計画的な保全が求められますが、一般的に建設から 40 年くらいまでは、小規模な改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、性能・機能を初期性能あるいは許容できるレベル以上に保つことができます。40 年以上を経過すると、点検・保守による修繕・小規模改修工事では性能・機能が許容できるレベルを維持できなくなり、大規模改修工事が必要となります。また、要求性能レベルは時間が経つにつれてその後建てられた新築建造物と比較されることにより上昇することから、要求性能レベルの変化を視野に入れた改修工事が必要です。建替の周期は大規模改修工事を経て 60 年としますが、その時点で診断を行い、さらに使用が可能であれば長寿命化改修工事を行って 80 年まで長期使用し、コスト削減の検討に努めます。

長寿命化における経過年数と機能・性能の関係(イメージ)



(6) 統廃合や廃止の推進方針

平成 27 年に閣議決定された『国土形成計画』にも、人口減少の本格化を見据えた公共施設等の集約化を図り、都市機能のコンパクト化を進めることも重要な視点として示されています。また、人口密度が高いほど行政コストは低下する傾向にあるという研究結果も示されており(日本の「稼ぐ力」創出研究会(経済産業省))、財政支出の効率化の観点からも統廃合が検討の時期にあることは言うまでもありません。ただし、一律で集約化を行うと、施設の安全性や機能性・耐久性の観点を全く考慮しない施設への集約が起こる可能性が否定できず、結果として大きな行政サービスの低下になることもあり得ます。

(参考：国土形成計画(平成 27 年 8 月 14 日閣議決定)より)

数十年続く人口減少過程においても持続可能な地域を維持・形成するためには、人口減少・高齢化への適応策として、地域自らが主体となって地域の構造を見直し、行政や医療・介護・福祉、商業、金融、燃料供給等生活に必要な各種サービス機能を一定の地域にコンパクトに集約することによりこれらのサービスの効率的な提供を可能とする必要がある。

(中略)

地域や国土の構造として、「コンパクト」のみでは不十分であり、各種サービス機能がコンパクトにまとまった地域と居住地域とが交通や情報通信のネットワークでつながることが重要である。数十年続く人口減少過程にあっても、ネットワークを強化し、サービス機能の圏域人口を維持することが、利便性の低下を回避する人口減少の適応策となる。さらに、一つの地域だけでは十分な機能を備えることが難しい場合には、複数の地域が連携して役割分担を行い、あるいは中枢的な機能を有する地域とつながり、地域間がネットワークで結ばれることによって、低次の機能から高次の機能まで必要な機能を楽しむことが可能となる。

そこで、施設のコンパクト化は大前提になりますが、必要な機能を確保しつつ更新前と同等以下の施設規模とすることを基本とし、複合化等による総量削減を目指すほか、近隣の施設との連携による施設の共用化や、民間施設の活用による建替に頼らない代替サービス提供の可能性を含め、あらゆる方向性を検討の対象とします。

また、現在使用していない、または将来の使用予定が確定していない資産については、積極的な売却処分や有効活用の検討、施設機能を維持したままでの民間や地区への移譲についても検討の対象とします。

第5章 施設分類ごとの方向性

1. 施設種別ごとの方針

(1) 公共施設

① 町民文化系施設

| 施設分類 | 主な施設 | 方針 |
|------|-----------------------------------|--|
| 集会施設 | 集会所 解放教育集会所 老人集会所 会館 | <p>【施設の設置(数量)について】</p> <p>コミュニティ施設として地域住民の交流並びに自主活動の場として重要なため、基本的に現状を維持します。ただし、将来にわたり極端に利用の少ない施設については、他地区との集約に向けて、地域との協議の検討に入ります。また、今後更新が必要になる場合には、利用状況に応じた他機能施設との複合化等による数量の縮減を検討します。</p> <p>【施設の管理運営(品質)について】</p> <p>日々の点検・診断・報告や維持管理については、管理を委託している自治会各区や地域住民の協力を得ながら、継続的に行います。コミュニティ活動の一層の推進のために、老朽化した施設や備品の整備・更新のための支援については引き続き実施します。ライフサイクルコストの低減を目標に、維持管理のために必要な修繕並びに改修を行うことで、長寿命化を目指します。現状を踏まえながらも、地域集会施設にふさわしい管理のあり方を、今後検討します。</p> |
| 文化施設 | 大崎上島文化センター 大崎上島開発総合センター 公民館 | <p>【施設の設置(数量)について】</p> <p>大崎上島文化センターは文化・芸術活動の拠点として引き続き位置付け、現状を維持します。また公民館施設は、町全体の社会教育力の向上のための中核的な施設であることから、同様に現状を維持します。</p> <p>【施設の管理運営(品質)について】</p> <p>日々の点検・診断・報告や維持管理については、管理業務を委託している団体や利用者・地域住民の協力を得ながら、継続的に行います。ライフサイクルコストの低減を目標に、維持管理のために必要な修繕並びに改修を行うことで、長寿命化を目指します。</p> |

②社会教育系施設

| 施設分類 | 主な施設 | 方針 |
|------|--|--|
| 博物館 | 木江ふれあい郷土資料館 海と島の歴史資料館(旧大望月邸) 紫雲丸記念館 地域芸能文化伝承館 白水権伝馬展示倉庫 大崎郷土資料館 大崎陶芸の館 | <p>【施設の設置(数量)について】</p> <p>歴史的資産の保存と伝承に努めることが必要な施設も含まれるため、現状の維持を目指します。ただし中長期的には、各施設の利用状況を考慮した町内にある有形・無形の文化財及び資料などの保存や活用についての総合的な計画立案を進め、全体数量についても検討範囲に含めます。</p> <p>【施設の管理運営(品質)について】</p> <p>日々の点検・診断・報告や維持管理については継続的に行います。ライフサイクルコストの低減を目標に、維持管理のために必要な修繕並びに改修を行うことで、長寿命化を目指します。また、指定管理者制度など、民間活力の方策も検討します。</p> |

③スポーツ・レクリエーション系施設

| 施設分類 | 主な施設 | 方針 |
|---------------|---|--|
| スポーツ施設 | 沖浦屋内運動場 西野屋内運動場 木江屋内運動場 東野屋内運動場 おおさきオレンジプール 木江プール 東野プール 武道館 シーカヤック格納庫 艇庫 権伝馬船格納庫 東野スポーツ広場 木江町民運動公園 グラウンド・ゴルフ場 | <p>【施設の設置(数量)について】</p> <p>本町町域を考慮し、建替や改修・改善を行い既存施設の有効活用を図ることで、基本的に現状を維持します。ただし、将来にわたり極端に利用の少ない施設については、他地区との集約並びに近隣施設での機能代替等を含め協議の検討に入ります。また、今後建替や改修・改善が必要になる場合には、利用状況や必要な規模に応じた他機能施設との複合化等による数量の縮減を検討し、利便性の向上に努めます。</p> <p>【施設の管理運営(品質)について】</p> <p>日々の点検・診断・報告や維持管理については継続的に行います。ライフサイクルコストの低減を目標に、維持管理のために必要な修繕並びに改修を行うことで、長寿命化を目指します。指定管理者制度など、民間活力の方策も検討します。</p> |
| レクリエーション・観光施設 | 大串キャンプ場 おおさき海釣り公園 | <p>また、ニーズの高さに応じて、夜間利用への対応を検討し、施設稼働率の向上を目指します。</p> |
| 保養施設 | ふれあいの館 | |

④産業系施設

| 施設分類 | 主な施設 | 方針 |
|-------|---|---|
| 産業系施設 | 大崎産業会館 沖浦漁港観光物産館 沖浦漁港中間育成施設 沖浦漁港漁具倉庫施設 沖浦漁港冷凍冷蔵施設 沖浦漁港市場上屋施設 沖浦漁港燃油給油施設 沖浦漁村センター 東野同和対策漁船巻揚施設 木江漁船保全修理施設 漁具保管施設 沖浦農業開発センター 産品開発センター | <p>【施設の設置(数量)について】 産業の拠点として、基本的に現状を維持します。</p> <p>【施設の管理運営(品質)について】 日々の点検・診断・報告や維持管理については、管理を委託している団体の協力を得ながら、継続的に行います。ライフサイクルコストの低減を目標に、維持管理のために必要な修繕並びに改修を行うことで、長寿命化を目指します。 また、利用者が限定される施設等については、今後管理運営団体への譲渡も検討します。</p> |

⑤学校教育系施設

| 施設分類 | 主な施設 | 方針 |
|---------|--|--|
| 学校 | 大崎小学校 東野小学校 木江小学校 大崎上島中学校 | <p>【施設の設置(数量)について】 町域の広さなどの条件を勘案し、基本的に現状を維持します。</p> <p>【施設の管理運営(品質)について】 日々の点検・診断・報告や維持管理については、各学校の協力を得ながら、継続的に行います。児童・生徒の教育環境の適正化と安全・安心を確保するための学校施設の維持・修繕及び改善にも努めます。老朽化した施設については、不具合箇所の診断及び改修を優先的に実施します。施設内の事故防止及び防犯に対する安全管理体制を構築します。 児童生徒の施設内での事故防止及び安全確保については、特に重視します。 新しい教育環境に対応した学校教育施設の整備拡充に努めながら、教育レベルの維持を図ります。</p> |
| その他教育施設 | 大崎学校給食センター 大崎小学校 向山教員住宅 大崎中学校 向山教員住宅 上の谷教員住宅 三里浜教員住宅 | <p>【施設の設置(数量)について】 学校給食センターは、現状を維持します。教員住宅については、老朽化に伴う修繕又は建替により、居住水準の向上、維持管理の効率化と入居の適正化に努めます。建替にあたっては、適正な居住水準の確保に十分配慮します。</p> <p>【施設の管理運営(品質)について】 整備・修繕等の維持管理のための点検を定期的実施し、予防保全的な維持管理に努めます。また、長寿命化の視点における維持管理の観点では、長期修繕計画の視点から修繕や改善等を実施し、長寿命化と維持管理コストの低減に努めます。</p> |

⑥子育て支援施設

| 施設分類 | 主な施設 | 方針 |
|---------|----------------|--|
| 幼保・こども園 | 木江幼稚園 大崎幼稚園 | <p>【施設の設置(数量)について】</p> <p>施設数については、基本現状を維持しますが、集団教育の視点から、就学前教育のあり方についての検討を継続するなど、就学前教育の場の環境整備や適正配置に努めていきます。</p> <p>【施設の管理運営(品質)について】</p> <p>日々の点検・診断・報告や維持管理については、各施設の協力を得ながら、継続的に行います。老朽化した施設については、不具合箇所の診断を優先的に実施します。</p> <p>園児の施設内での事故防止及び安全確保については特に重視し、「子ども目線のものづくりの推進(キッズデザインの推進)」に配慮し、安全かつ安心して育てられるための環境の整備に努めます。</p> |

⑦保健・福祉施設

| 施設分類 | 主な施設 | 方針 |
|----------|--|---|
| 高齢者福祉施設 | 大崎老人福祉センター 大串老人福祉センター 東野高齢者コミュニティーセンター | <p>【施設の設置(数量)について】</p> <p>基本現状を維持します。</p> |
| 障がい者福祉施設 | ふれあい工房 知的障がい者通所授産施設 | <p>【施設の管理運営(品質)について】</p> <p>これらの施設は指定管理によって運営されています。高齢化や保健・福祉政策の範囲の広がりや多様化の状況を踏まえ、町の保健・福祉サービスの充実を図りながら、施設の長寿命化に向けて努力をします。日々の点検・診断・報告や維持管理について、指定管理者からの報告を受けながら継続的に行います。特に老朽化した施設については、不具合箇所の診断を優先的に実施します。施設利用者の安全及び障がい者の自立支援の視点から施設の管理運営を行います。</p> <p>町の『高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画』や『障害福祉計画』に記載されている各種サービス提供体制との整合性に配慮します。</p> |
| 保健施設 | 東野保健福祉センター 木江保健福祉センター | |

⑧行政系施設

| 施設分類 | 主な施設 | 方針 |
|----------|--|---|
| 庁舎等 | 大崎上島町役場 大崎支所 木江支所 | <p>【施設の設置(数量)について】 現状を維持します。</p> <p>【施設の管理運営(品質)について】 長寿命化に向けた予防保全的な改善の実施を基本とします。庁舎来訪者並びに職員の安全を確保するため、必要に応じた修繕並びに改修をもとにした維持管理を行います。防災時の拠点となることを踏まえ、安全確保の観点を重視します。</p> |
| 消防施設 | 各地区消防屯所 | <p>【施設の設置(数量)について】 現状を維持します。</p> <p>【施設の管理運営(品質)について】 長寿命化に向けた予防保全的な改善の実施を基本とします。利用者の安全を確保するため、必要に応じた修繕並びに改修をもとにした維持管理を行います。防災時の拠点となることを踏まえ、安全確保の観点を重視します。</p> |
| その他行政系施設 | 町有倉庫(盛谷) 町有倉庫(鮎崎) ストックヤード 倉庫 明石港休憩所 白水フェリー待合所 天満港待合所 鮎崎旅客待合所 福浦棧橋待合所 大西待合所 東側宿舎 住宅 大峰苑 火葬場 | <p>【施設の設置(数量)について】 定期的にご利用のある施設については現状を維持します。ただし、倉庫については、利用状況や老朽化の進展等に応じて、削減も含め検討を行います。 火葬場についても、離島である本島では島外施設に依存することは困難であることから、維持を基本とします。</p> <p>【施設の管理運営(品質)について】 長寿命化に向けた予防保全的な改善の実施を基本とします。利用者の安全を確保するため、必要に応じた修繕並びに改修をもとにした維持管理を行います。 火葬場については、多様化している葬儀への対応に配慮し、機能・サービスを付加することで、斎場としての利用を促し、利用率の向上を目指します。</p> |

⑨公営住宅

| 施設分類 | 主な施設 | 方針 |
|------|--|--|
| 公営住宅 | 広田団地 原田団地 向山南団地 向山団地 五十軒団地 平岡団地 原下団地 横浜団地 大串井浜団地 垂水団地 岩白住宅 大楡住宅 小楡住宅 元町住宅 柿の浦住宅 新野賀住宅 先野賀住宅 上の谷住宅 木越住宅 水野元住宅 白水7号住宅 大田2・3号住宅 横浜子育て住宅 | <p>【施設の設置(数量)について】 公営住宅の効率的な管理・運営の下、低所得者や高齢者・障がい者など、住宅に困窮する人たちに対して良好な住宅供給を引き続き行います。そのために、老朽化した団地について順次建替を進め、居住水準の向上、維持管理の効率化と入居の適正化を進めます。また、定住促進に向け、単身者・子育て世帯・Iターン者のための町営住宅などの整備を引き続き促進します。</p> <p>【施設の管理運営(品質)について】 『大崎上島町公営住宅総合活用計画』『大崎上島町営住宅等長寿命化計画』に基づき、運用します。公営住宅等の現状把握と予防保全的な管理の観点では、整備・修繕等の維持管理情報を住棟単位で適切に整理・管理し、定期的な公営住宅等の点検を実施し、予防保全的な維持管理に努めます。また、長寿命化の視点における維持管理の観点では、長期修繕計画の視点から修繕や改善等を実施し、公営住宅等の長寿命化と維持管理コストの低減に努めます。 団地の建替にあたっては、適正な居住水準の確保に十分配慮するとともに、誰もが使いやすいユニバーサルデザインの視点に立った居住室の構成とします。</p> |

⑩その他

| 施設分類 | 主な施設 | 方針 |
|------|--------------------|---|
| 旧施設 | 旧海運支局事務所 旧木江中学校 | <p>【施設の設置(数量)について】 町内には、統廃合や建替等により使われなくなった旧施設があります。既に『大崎上島町過疎地域自立促進計画』に除去に関して記載されているものもありますが、転用の可能性はあるものの具体的な譲渡先が未決定のものや、方向性が定まっていない施設もあります。学校の統廃合に伴い余剰となっている施設については、地元との協議により活用を検討します。長期にわたり活用策が見いだせない施設については、除去の対象となります。老朽化等により、建替が行われた施設については、安全性やコスト面に配慮し、計画的に除去を進めます。</p> <p>【施設の管理運営(品質)について】 未利用施設についても、建物の維持に関しては安全性や防犯対策を行うことで、事故のないように努めます。</p> |

(2) インフラ系施設

建設後、長期を経過している道路・橋梁等は老朽化が進行し、更新及び長寿命化の対策が必要となっています。林道、農道については公共事業での整備が近年なされていませんが、作業道等の整備により地域産業の振興に大きく寄与してきました。今後は、地域との連携による道路の維持管理、災害に強い道路の整備が課題となっています。

①道路(町道・農道・林道・トンネル)

| 現状 |
|---|
| 『大崎上島町第2次長期総合計画』『大崎上島町過疎地域自立促進計画』に基づき、計画的な改修工事の実施により保全を行っています。 |
| 維持管理に関する基本方針 |
| 【設置(数量)について】 「過疎地域自立促進市町村計画」と整合をとり順次整備を進めます。既存道路については、歩行者や交通弱者に優しい道の整備、島らしい道路の整備、災害に強い道路網の整備を引き続き行います。 |
| 【管理運営(品質)について】 構造物(舗装・トンネル・付帯設備等)ごとに、定期的に点検・診断を実施します。 道路の長寿命化を最優先とします。道路の計画的な管理を行うため、町が管理する道路において、道路ストック総点検を実施し、点検結果により、補修工法の選定、補修の時期、優先順位等を定めた修繕計画を策定します。特に生活道路では安全性確保を優先し、舗装や道路付属物等の点検を行った上で修繕に向けた計画の策定を検討します。また、特に本町を代表する観光資源であり、優れた景勝地である神峰山へのアクセス道路の維持管理にも引き続き取り組みます。 |
| 【コストについて】 計画的に補修を行うことで、信頼性の向上やコストの削減を図ります。施設管理の容易さと道路資材の規格化を進め、将来コストの縮減に努めます。経済性を考慮した適切な道路整備を行います。 |

②橋梁

| 現状 |
|---|
| 『大崎上島町第2次長期総合計画』『大崎上島町過疎地域自立促進計画』並びに『大崎上島町橋梁長寿命化修繕計画』に基づき、計画的な改修工事の実施により保全を行っています。 |
| 維持管理に関する基本方針 |
| 【設置(数量)について】 「大崎上島町橋梁長寿命化修繕計画」と整合をとり、順次計画的な修繕を進めます。平成 36 年度までに 15 箇所を順次修繕します。 |
| 【管理運営(品質)について】 橋梁の長寿命化が最優先となります。橋梁を良好な状態に保つため、日常的な維持管理として、パトロール、清掃などの実施を行います。橋梁の計画的な管理を行うため、町が管理する橋梁において、予防保全型の修繕を行います。 |
| 【コストについて】 健全度の把握及び日常的な維持管理に関する基本的な方針とともに、予防的な修繕等の実施を徹底することにより、修繕・架替えに係る事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、ライフサイクルコストの低減に努めます。 |

③水道・下水道(公共下水道・農業集落排水・漁業集落排水)

| 現状 |
|--|
| 『大崎上島町第2次長期総合計画』『大崎上島町過疎地域自立促進計画』に基づき、計画的な改修工事の実施により保全を行っています。 |
| 維持管理に関する基本方針 |
| 【設置(数量)について】 給水人口、給水量による効率的な管路網を構築します。上水道事業の統合による余剰施設の統廃合や適切な時期での施設更新を進めます。下水道については、普及率の向上に努めます。 |
| 【管理運営(品質)について】 水道サービスの持続性の確保、安全な水の供給の保証するため、施設の長寿命化を最優先とします。管理区域の広域化による経営、管理の一体化に伴う事業の効率化、サービスの均一化を図るとともに、施設の再構築による経費節減や連絡管の整備に伴う緊急時対応等の強化を図ります。それぞれの事業の維持管理計画の策定と実施を進めます。 |
| 【コストについて】 施設管理の容易さと管路材の規格化を進め、将来コストの縮減に努めます。計画的な改築更新により、ライフサイクルコストの低減に努めます。 法規等の弾力的な運用に努め、適正な事業規模、経済性を考慮した適切な管路整備を行います。 |